

22 盛 廃 号 外  
平成 22 年 4 月 14 日

盛岡市議会議員 各位

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市ごみ焼却施設建設工事請負契約入札談合に係る  
損害賠償請求訴訟の控訴審判決について（お知らせ）

このことについて、次のとおり判決の内容をお知らせいたします。

判決の内容は、第 1 審原告及び第 1 審被告の控訴をいずれも棄却するものでした。今後の対応については、判決内容を精査し弁護士と相談のうえ、判断したいと存じます。

記

- 1 盛岡市控訴日 平成 21 年 7 月 9 日  
(JFEエンジニアリング株式会社の控訴日は平成 21 年 7 月 10 日)
- 2 控訴審判決日 平成 22 年 4 月 14 日
- 3 控訴裁判所 仙台高等裁判所
- 4 控訴人兼被控訴人第一審原告 盛岡市
- 5 被控訴人兼控訴人第一審被告 JFEエンジニアリング株式会社
- 6 判決内容

市の請求	仙台高等裁判所の判決
(1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。 (2) 被控訴人は控訴人に対し、17 億 9487 万 7854 円及びこれに対する平成 10 年 5 月 7 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。 (3) 訴訟費用は 1、2 審とも被控訴人の負担とする。 との判決ならびに仮執行宣言を求める。	(1) 第 1 審原告及び第 1 審被告の控訴をいずれも棄却する。 (2) 第 1 審原告の控訴に係る控訴費用は第 1 審原告の、第 1 審被告の控訴に係る控訴費用は第 1 審被告の各負担とする。

【原判決】盛岡地方裁判所の判決(平成 21 年 6 月 26 日)内容

市の請求	盛岡地方裁判所の判決
(1) 被告(JFEエンジニアリング株式会社)は、原告(盛岡市)に対し、17 億 9487 万 7854 円及びこれに対する平成 10 年 5 月 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は被告の負担とする。 との判決ならびに仮執行宣言を求める。	(1) 被告は、原告に対し、9 億 6820 万円及びこれに対する平成 10 年 5 月 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。 (2) 原告のその余の請求を棄却する。 (3) 訴訟費用については、これを 5 分し、その 2 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。 (4) この判決は、第 1 項及び第 3 項に限り、仮に執行することができる。

担当 盛岡市環境部廃棄物対策課